

STEP
09

修学旅行の教育的位置づけ

学校側は文部科学省の定める学習指導要領や各校が定める教育目標に沿って、修学旅行の目的を決定し、事前学習・事後学習を実施しています。したがって、旅行会社にはその内容を十分に理解したうえでの協力が求められます。参考のため、以下に「高等学校学習指導要領」および「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について(通達)」から該当箇所を抜粋しました。

高等学校学習指導要領(文部省告示第58号 平成11年3月29日)

第4章 特別活動

第2 内容

C 学校行事

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について(通達)

(文初中第450号 昭和43年10月2日 初等中等教育局長から都道府県教育委員会、知事、附属学校を置く国立大学長、国立高等学校長あて)

I 遠足・修学旅行の計画と実施

4 実施中および事前事後の指導については、特に次の事項に留意してその徹底を図ること。

- (1) 遠足・修学旅行の実施のねらいや指導内容をできるだけ平常における各教科等の指導に関連づけること。
- (2) 自然保護や文化財尊重の態度を育成すること。
- (3) 集団の秩序を乱したり、他の人の迷惑になる行動をすることのないように指導すること。また、集団行動や共同生活の体験をとおして望ましい態度や習慣を身につけること。
- (4) 事後指導として、実施中における学習や行動について、児童生徒に自己評価させる機会を設け、実施の成果をじゅうぶん生かすようにすること。